



28高消防第956号

平成29年2月13日

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

四国地域本部本部長 様

高知県危機管理部消防政策課長



「高知県高圧ガス容器管理指針」の制定について(送付)

平素から、高圧保安行政の推進につきまして格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、高圧ガス容器の事故につきましては、全国的に事業所内での放置や長期留置による容器の外面腐食を原因とする破裂事故が発生しております。

県では、こうした状況を踏まえ、高圧ガスの災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とした「高知県高圧ガス容器管理指針」を制定しましたので、本指針に基づいた取組みに努めていただきますようお願い申し上げます。

連絡先

高知県危機管理部消防政策課
産業保安担当 担当:山崎・吉村
〒780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話 088-823-9696

FAX088-823-9253

e-mail:010301@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県高圧ガス容器管理指針

高 知 県

第1 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、供給事業者及び消費事業者が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動を明らかにすることにより、災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とする。

第2 対象

この指針は、高知県内において、高圧ガス容器により一般高圧ガスを供給する事業者及び消費する事業者並びにこれらに係る団体を対象とする。

第3 用語の定義

① 供給事業者

県内の消費事業者に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

② 消費事業者

高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを、県内において消費して事業活動等を行う者をいう。

③ 関係団体

四国高圧ガス容器管理委員会高知県支部、四国高圧ガス協議会高知県支部、NPO法人高知県高圧ガス保安協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部等をいう。

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるよう努める。

- ① 消費事業者に対して、本指針第5「消費事業者がとるべき措置」に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように適切な情報提供を行う。
- ② 高圧ガス容器の管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理をする。
- ③ 高圧ガスの販売に際しては、高圧ガス容器を貸与しているか売却しているかを明確にし、消費事業者に通知する。
- ④ 関係団体等が主催する講習会で得た情報、その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。
- ⑤ 少なくとも、6ヶ月に1回以上、消費事業者に対し容器調書等により貸出中の高圧ガス容器の明細を提示し所在確認を行う。

- ⑥ 高圧ガス容器の引渡先の保安状況を明記した保安台帳を備え、常にこれを更新する。
- ⑦ 貸与期間中の高圧ガス容器は、保管・管理の責任が消費事業者に生じる旨と、貸与期限を「高圧ガス容器賃貸借契約」等により明確にする。
- ⑧ 原則として1年以上同じ高圧ガス容器による供給を継続しない。
- ⑨ 使用済みの高圧ガス容器及び消費事業者が使用しなくなった高圧ガス容器は迅速に回収する。また消費事業者から高圧ガス容器を回収するよう依頼があった場合は、迅速に対処する。
- ⑩ 事故等（高圧ガス容器の喪失、盗難を含む。）発生時には法第六十三条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- ⑪ 従事者に対して、1年に1回以上、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

- ① 高圧ガス容器の管理責任者を選任し、管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
- ② 高圧ガス容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時（中断時も含む。）に点検を行い、高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- ③ 高圧ガス容器は決められた場所に容器置場を設置し、特に大規模地震等に備えた高圧ガス容器の転倒防止措置及び盗難防止措置を講ずる。
- ④ 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。
- ⑤ 占有する高圧ガス容器の管理状況について供給事業者から指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。
- ⑥ 供給事業者が行う保安台帳の作成と更新に際しては供給事業者に協力する。
- ⑦ 借用期間中の高圧ガス容器は、保管・管理の責任が消費事業者に生じる旨と、借用容器の返却期限を「高圧ガス容器賃貸借契約」等により明確にする。
- ⑧ 使用済の高圧ガス容器（自己所有容器を除く。）は、直ちに供給事業者へ引き渡すこととし、使用中の高圧ガス容器であっても、原則として1年以上同じ高圧ガス容器により継続して使用しない。
- ⑨ 自己所有の高圧ガス容器に関して、今後使用する予定のない高圧ガス容器及び長期間貯蔵し外部腐食が進んでいる高圧ガス容器は、速やかに供給事業者へ連絡し、適切に処分又は検査を依頼する。

- ⑩ 事故等（高圧ガス容器の喪失、盗難を含む。）発生時には法第六十三条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- ⑪ 関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新の情報入手して、従事者に対し、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

第6 関係団体がとるべき措置

関係団体は次の措置をとるよう努める。

- ① 供給事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等により高圧ガス容器の適正な取り扱いについて周知・啓発を行う。
- ② 研修会への参加状況及び供給事業者が行う教育状況等を必要に応じて県に報告する。
- ③ 保安に関する最新情報を入手し、供給事業者及び消費事業者に対し情報提供を行う。

第7 この指針は、平成29年2月13日から実施する。